

申請書記入の前に、裏面の
注意事項をよく読んで記入し
てください。

介護保険負担限度額認定申請書 兼 同意書

☐ 令和6年度
☒ 令和7年度

① 被保険者に関する事項	フリガナ	クルメ タロウ	介護保険被保険者番号										
	被保険者氏名	久留米 太郎	0 0 0 0 1 2 3 4 5 6										
	生年月日	明・大 昭 10 年 10 月 10 日	1 1 2 2 3 3 4 4 5 5 6 6										
	住 所 (住民票の住所)	久留米市城南町15番地3 久留米ビル303号											
	入所(院)中の介護保険施設	特別養護老人ホーム 久留米園	入所(院)年月日	令和4 年 5 月 1 日									
	配偶者の有無	有 ・ 無	別世帯や内縁を含む配偶者がいない場合、または既に死亡している場合は「無」を○で囲んでください。										
	収入等に関する申告	☐ 生活保護受給者である ☐ 遺族年金・障害年金を受給していない ☒ 遺族年金・障害年金を受給しているか不明											

マイナンバーを記入してください。
不明な場合は空欄で結構です。

未定の場合は空欄でかまいません。

非課税年金の受給有無が未記入の場合、受給有無照会のため、決定通知が通常より遅くなることがあります。

② 配偶者に関する事項	フリガナ	クルメ ハナ子	課税状況	【市民税】 課税 ・ 非課税
	配偶者氏名	久留米 花子	個人番号(マイナンバー)	
	生年月日	明・大 昭 10 年 11 月 11 日		
	配偶者住所	☒ ←同上の場合はチェック		

裏面の「②預貯金等に関する申告について」をよく読んで、必要な書類を添付してください。

③ 預貯金等に関する申告 ※通帳の写し等を添付	預貯金	903,609 円	有価証券・投資信託	円
	現金・貴金属	684,568 円	負債	円
	☒ 預貯金等は全て申告しました			

預貯金等に関して全て申告してうえで、チェックをつけてください。

申請者氏名	筑紫 次郎	連絡先	0942-30-9000
申請者住所	久留米市城南町15番地	本人との関係	生活相談員

(久留米市確認欄)

入力	年 月 日	有	
負担段階	☐ 1段階(老福・生保・境界層)	☐ 不明 → 照	
	☐ 2段階 ☐ 3段階①		
	☐ 4段階 ☐ 課税世帯(本人・配偶者課税)		
備考	☐ 定期なし	世帯税情報	☐ 不明 → 照
		要介護認定	☐ 有 ☐ 新・区(月 日申請)
		高額添付	☐ 有 ☐ 無 ☐ 不要
		窓口受取	☐ 有 (月 日連絡済)

申請者が被保険者本人以外の場合に記入します。
記載内容に不備がある場合、申請者住所に申請書等を返送することがあります。

申請に関する注意事項

①申請書について

- (1) この申請書は、課税・資産状況等について調査及び照会を行うことへの同意書も兼ねています。
- (2) 配偶者の有無については、別居・別世帯の配偶者も含みます。
- (3) 遺族年金・障害年金の受給については、年金保険者から通知される振込通知書などで確認できます。お手元に確認できる書類がない場合は、年金保険者へ問い合わせいただくか、申請書の不明欄に☑してください。なお、「恩給」、「年金生活者支援給付金」の場合は、申告不要です。

②預貯金等に関する申告について ※生活保護受給者は必要ありません。

- (1) 被保険者に配偶者がいる場合は、配偶者の通帳等の写しも添付してください。
- (2) 同じ種類の預貯金等を複数所有している場合は、そのすべてを記入してください。
- (3) 対象となる預貯金等の資産状況の具体的な例及び必要書類には、以下のものが含まれます。

預貯金等に含まれるもの	申請に必要な書類（例）
預貯金（普通・定期）	複数の口座を所有している場合は、そのすべての通帳の写しを添付してください。 通帳の写しについては、口座の情報がわかるページ（銀行名、支店名、口座種別、口座番号、名義が記載されたページ）、最終記帳ページ（申請日から2か月前までの期間に記帳したもの）、定期預金記載ページなど、口座名義及び残高が確認できる書類を添付してください。
現金（タンス預金も含む）	自己申告
有価証券（株式、国債、地方債、社債等） 投資信託	銀行、証券会社、信託会社等の口座残高の写し等
金や銀等、購入先の口座残高によって 時価評価額が容易に把握できる貴金属	購入先の銀行等の口座残高の写し等
負債（借入金、住宅ローン等） ※預貯金等から差し引きます	残高証明書等（太陽光発電や借家のローン等、収入の生じるものに関する負債は対象外）

※生命保険（個人年金、学資保険、養老年金等）、自動車は資産には勘案されません。

③その他の注意事項

- (1) 成年後見人等が申請する場合は、登記事項証明書等の写しを添付してください。
- (2) 要介護・要支援認定を新規申請中の被保険者が、介護保険負担限度額認定申請を行った場合、介護保険負担限度額認定の審査は、要介護・要支援認定申請の認定結果が出てから行います。
- (3) 介護保険負担限度額認定申請のあった月の初日からの認定となります。サービスを利用する月内に手続きをいただかないと、食費・居住費の軽減を受けられない期間が発生しますのでご注意ください。
- (4) 負担限度額認定証を交付されたあと、認定の条件に該当しなくなった場合は申告をしてください。
 - ◆所得・世帯の変更により、市民税課税世帯となった場合
 - ◆預貯金等が基準額を上回った場合
- (5) 虚偽の申告により不正に特定入所者介護サービス費等の支給を受けた場合には、介護保険法第22条第1項の規定に基づき、支給された額及び最大2倍の加算金を返還していただくことがあります。